

新潟県国登録有形文化財磨き上げ支援事業補助金交付要綱

令和 8 年 3 月 30 日 制定

(目的)

第 1 条 県民の郷土に対する認識を深め、文化の向上に資することを目的とし、新潟県内に所在する文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 57 条第 1 項の規定により登録された有形文化財の公開活用を図るために必要な経費に対し、その予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年新潟県規則第 7 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第 2 条 この補助金の交付の対象となる事業を実施する者は、次に掲げる者とする。ただし、補助事業者は、市町村を除くこととし、申請時に当該登録有形文化財を公開活用中又は事業完了後 6 カ月以内に公開活用予定であることを要件とする。

- (1) 県内に所在する法第 57 条第 1 項の規定により登録された建造物の所有者。
- (2) 法第 60 条第 2 項の規定により、(1) の所有者が選任した管理責任者。
- (3) 法第 60 条第 3 項の規定により、文化庁長官が指定した管理団体。
- (4) 県内に所在する法第 57 条第 1 項の規定により登録された建造物を、所有者の了解の下、公開活用している又はその予定のある個人、団体、事業者。

(補助対象事業)

第 3 条 この補助金の交付の対象となる事業は、登録有形文化財の公開活用に向けた次に掲げる事業とする。

- ア 建物の修理及び改修
屋根葺替、外観の修理、塗装修理、構造補強、内部の改修等
- イ 建物附属設備の設置改修工事
(ア) 空調設備、給排水設備、電気設備、警報設備、消火設備、避難設備、避雷設備、防犯設備等で、建造物に密接に係わる諸設備の設置及びそれらの改修工事
(イ) 塀、保護柵、擁壁等、来訪者の安全確保に必要な施設の設置及び改修工事
- ウ 公開活用に資する設備（便益設備、展示設備、管理設備等）の整備

(補助対象経費)

第 4 条 補助対象経費は、次に掲げる経費とする。

修理・改修工事経費、防災工事経費、建築工事経費、設備工事費、環境整備費、解説整備事業費、設計料及び監理料、事務経費及びその他必要経費とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、予算の範囲内において補助対象経費の総額に下記の補助率を乗じた額とする。

補助対象経費の 1 / 2 以内

ただし、単年度における 1 事業当たりの補助金上限額を 500 万円とする。

(交付条件)

第 6 条 この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付する。

- (1) 交付決定日の属する年度の2月28日までに事業を完了すること。
- (2) 経費の配分の変更又は事業の内容の変更をする場合には、知事の承認を受けること。
ただし、第10条に定める軽微な変更は除く。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合は知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (5) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用（営）を図らなければならない。
- (7) 補助事業に係る収入及び収支を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておかなければならない。
- (8) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならない。
- (9) 補助事業者は次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者
 - エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - オ 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - キ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

（申請書等の様式）

第7条 交付申請書等の様式は、別記様式第1号から第9号のとおりとする。

（交付申請書）

第8条 毎年知事が定める日までに、別記様式第1号による交付申請書1部を知事に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を提出するに当たり、補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。）（以下、「消費税等仕入控除額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、提出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（計画変更等）

第9条 第6条の（2）又は（3）の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別記様式第3号による事業計画変更承認申請書1部を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第10条 第6条の(2)に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 補助金の額に影響を及ぼさない範囲の経費の変更
- (2) 補助金交付の目的及び条件に反しない計画変更
- (3) 補助対象経費の20%以内の経費の変更

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第11条 第6条の(4)の規定により知事の指示を求める場合は、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難になった理由を記載した書類及び別記様式第8号による補助事業状況報告書1部を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第12条 交付申請書を提出した者が、規則第7条の規定により申請を取り下げる場合は、補助金の交付決定通知書を受理した日から起算して20日以内に別記様式第7号による交付申請の取下げ書1部を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 知事は、補助金の交付決定を受けた者が、第6条の(9)の各号に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(状況報告)

第14条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について報告を求められた場合は、別記様式第8号による補助事業状況報告書1部を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過する日又は当年度の3月10日のいずれか早い日までに、別記様式第5号による実績報告書1部を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 第8条第2項ただし書きに該当する補助金の交付を受けた補助事業者は、第15条の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第9号による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告書を速やかに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告を受けた場合において、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

附 則

この要綱は、令和8年3月30日から、令和9年3月31日まで適用する。